

別添2 新旧対照表

○非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（平成十二年建設省告示第千四百十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

現行	改正案
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、令第百六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの	一 避難階に存する居室等にあっては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの
イ 避難階に存する居室等にあっては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの	二 避難階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの
ロ 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの	二 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの (新設)
二 床面積が三十平方メートル以下の居室（ふすま、障子その他隨時開放することができるもので仕切られた二室は、一室とみなす。）で、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建物の部分が次のイ又はロに該当するもの	二 床面積が三十平方メートル以下の居室（ふすま、障子その他随时開放することができるもので仕切られた二室は、一室とみなす。）で、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建物の部分が次のイ又はロに該当するもの
イ 令第百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けた部分	イ 令第百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けた部分
ロ 採光上有効に直接外気に開放された部分	ロ 採光上有効に直接外気に開放された部分